

# クーリング・オフ制度

特定商取引法により訪問販売等で契約した場合、契約してから一定期間以内であれば無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度です。

## クーリング・オフのやり方

書面で解除の意思を販売会社へ通知します。  
クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも同時に通知します。\*詳しい方法は裏面参照

## クーリング・オフすると

- 支払った代金は全額返金されます。
- 違約金等を請求されても払う必要はありません。
- 販売会社に商品の引取りを請求できます。

## クーリング・オフできる期間は

書面を受け取った日から

- ◎ 訪問販売（キャッチ、アポイント）
  - ◎ 電話勧誘販売
  - ◎ 特定継続的役務取引（エステ、家庭教師、学習塾等）
  - ◎ 訪問購入
- 8日間
- ◎ 連鎖販売取引（マルチ商法）
  - ◎ 業務提供誘引販売取引（内職、モニター商法）
- 20日間

## 注意 こんな場合はクーリング・オフができません!!

- 通信販売で買ったもの ● 自動車や自動車リース ● 葬儀、都市ガス、電気など
- 自分から店に出向いたり、自分で業者を呼んで買ったもの
- すでに現金を支払い、引き渡しも完了した 3,000 円未満のもの
- 使用してしまった消耗品（健康食品や化粧品、履きものなど）

## ハガキの書き方例

**契約解除通知書**

契約年月日 令和〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇円  
販売会社名 株式会社〇〇〇〇  
担当者名 〇〇 〇〇

上記契約を解除します。  
なお、支払い済みの金〇〇〇〇円を返金し、商品を引取ってください。

令和〇年〇月〇日

住所 〇〇〇〇〇  
氏名 〇〇 〇〇

郵便はがき

〒 〇〇〇〇 〇〇〇〇

消印

所在地 〇〇〇〇〇〇

株式会社 〇〇〇〇 御中

↓

クーリング・オフ期間  
(8日又は20日)内の消印有効

- ① 控えとして両面をコピーし大切に保管して下さい。
- ② 必ず特定記録郵便など、証拠の残る方法で出しましょう。

# クーリング・オフの通知方法

## (ハガキの場合)

- ① 宛先は会社御中、もしくは会社代表者宛にしてください。

契約書をよく見ながら、住所、会社名などを間違えないように記入します。  
クレジット契約をした場合、クレジット会社にも同様に通知します。

- ② 必ず、ハガキの両面のコピーを取ります。

- ③ 郵便局の窓口へ行き、特定記録郵便など、証拠の残る方法で郵送します。

- ④ 郵便局で渡される受領書と共にハガキのコピーは大切に保管してください。

- ⑤ 夜間、土、日、祝日等の郵便取り扱いについて

長岡郵便局 (☎35-0100) のゆうゆう窓口で受け付けています。(受付時間 8:00~21:00)。

- ⑥ 商品はすぐに送り返さず、クーリング・オフ書面を発送し、販売店からの連絡を待ちましょう。



## 困った時は、1人で悩まずご相談ください

### 長岡市消費生活センター

電話 0258-32-0022

相談時間 9:00~16:30

(土・日・祝日・年末年始を除く)

長岡市大手通2-2-6  
ながおか市民センター2階

\*専用の駐車場はありませんので、近隣の長岡市  
提携駐車場をご利用ください。(相談の場合は無料)



### 新潟県消費生活センター

電話 025-285-4196

相談時間 月~金曜日 9:00~16:30 土曜日 10:00~16:00

### 消費者ホットライン

電話 いやや 188

最寄りの消費生活センター等の消費生活相談窓口を案内します。  
土・日も相談を受け付けています。